

国立大学法人福井大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当(ボーナス)については、役員の本給等に、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長がその職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ①本給月額引き下げ。
本給月額を6.7%程度引き下げた。ただし、任期の末日まで改正前の本給月額を支給する規定を設けた。
- ②期末特別手当(ボーナス)の支給割合の引き上げ。
12月に支給する期末特別手当の支給割合を100分の172.5から100分の175に引き上げた。

理事

- ①本給月額引き下げ。
本給月額を6.7%程度引き下げた。ただし、任期の末日まで改正前の本給月額を支給する規定を設けた。
- ②期末特別手当(ボーナス)の支給割合の引き上げ。
12月に支給する期末特別手当の支給割合を100分の172.5から100分の175に引き上げた。

理事(非常勤)

- 本給月額引き下げ。
本給月額を6.7%程度引き下げた。

監事

- ①本給月額引き下げ。
本給月額を6.7%程度引き下げた。
- ②期末特別手当(ボーナス)の支給割合の引き上げ。
12月に支給する期末特別手当の支給割合を100分の172.5から100分の175に引き上げた。

監事(非常勤)

- 本給月額引き下げ。
本給月額を6.7%程度引き下げた。

注:上記の改定は、いずれも平成18年4月1日からの適用とした。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	千円	千円	千円	就任	退任
法人の長	18,342	12,780	5,173	41 (寒冷地手当) 348 (単身赴任手当)		3月31日 1名
理事 (4人)	59,276	40,611	17,100	648 (地域手当) 129 (通勤手当) 92 (寒冷地手当) 696 (単身赴任手当)		3月31日 4名
理事 (非常勤) (2人)	2,069	1,776		293 (通勤手当)	4月1日 2名	3月31日 2名
監事 (1人)	12,293	8,736	3,536	12 (通勤手当) 9 (寒冷地手当)	4月1日 1名	3月31日 1名
監事 (非常勤) (1人)	892	888		4 (通勤手当)	4月1日 1名	

注:地域手当とは、職員が勤務する地域における民間等の賃金水準を基礎に、同地域における物価等を考慮して職員に支給されるものある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円 4,473	年 月 3 0	3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び当該職員の職務実績を勘案し、業績勘案率を標準(1.0)とすることを経営協議会において了承した。
理事A	千円 3,793	年 月 3 0	3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び当該職員の職務実績を勘案し、業績勘案率を標準(1.0)とすることを経営協議会において了承した。
理事B	千円 3,793 (53,529)	年 月 3 0 (39 0)	3月31日	—	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての在職期間における業績を勘案し、増減なしとすることを経営協議会において了承した。
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし

注:理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国及び他の国立大学法人の給与水準との均衡を図り、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律を受ける国家公務員の給与水準を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務評価等の結果を踏まえ、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
昇給(特別昇給)	1月1日に、前1年間における職員の勤務成績に応じて、4号給を標準として上位の号給に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における職員の勤務成績に応じて、支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

① 本給月額引き下げ

号給を4分割する等号給構成を変更し、本給月額を4.8%程度引き下げた。ただし、新本給月額が改正前の本給月額に達しない場合は、昇給・昇格等により新本給月額が改正前の本給月額を超えるまでの間、その差額を支給する規定を設けた。

② 昇給制度の見直し

ア. 普通昇給と特別昇給を統合し、昇給時期を年1回(1月1日)に統一した。

イ. 昇給区分を5段階(A～E)、昇給号給数は8号給～0号給(標準:4号給)とした。ただし、昇給幅を1号給抑制する経過措置を設けた。

ウ. 枠外昇給制度を廃止した。

③ 勤勉手当(ボーナス)の支給割合引き下げ

6月期の支給割合を100分の70から100分の71に、12月期の支給割合を100分の72.5から100分の71にそれぞれ変更し(合計で100分の0.5引き下げ)、余剰原資を勤務成績の反映拡大に充てた。

④ 地域手当を新設(調整手当を廃止)

地域における民間の賃金水準を基礎とし、同地域における物価等を考慮して支給する手当として、地域手当(本給等の月額1%)を新設し、調整手当を廃止した。

⑤ 退職手当の支給率カーブをフラット化

ア. 中期勤続退職者の支給率を引き上げ、支給率カーブをフラット化した。

イ. 貢献度を勘案するために「退職手当の調整額」を新設し、職務の級の高い方から5年分(60月)の職責ポイントを加算することとした。

注:上記の改定は、いずれも平成18年4月1日からの適用とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1,143	歳 43.8	千円 6,842	千円 4,936	千円 52	千円 1,906
事務・技術	人 271	歳 45.9	千円 6,045	千円 4,376	千円 79	千円 1,669
教育職種 (大学教員)	人 474	歳 47.8	千円 8,669	千円 6,221	千円 41	千円 2,448
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 260	歳 35.0	千円 4,778	千円 3,470	千円 49	千円 1,308
技能・労務職種	人 31	歳 47.9	千円 5,294	千円 3,864	千円 60	千円 1,430
教育職種 (附属高校教員)	人 19	歳 46.4	千円 7,779	千円 5,674	千円 57	千円 2,105
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 22	歳 41.3	千円 6,861	千円 5,009	千円 49	千円 1,852
医療職種 (医療技術職員)	人 63	歳 39.0	千円 5,413	千円 3,929	千円 44	千円 1,484
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
指定職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

<常勤職員について>

注:1. 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

2. 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、検査助手、看護助手等の業務を行う職種を示す。
3. 「教育職種(附属高校教員)」には、附属養護学校教員を含む。
4. 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。
5. 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
6. 「その他医療職種(看護師)」及び「指定職種」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人員以外は記載していない。

<在外職員・任期付職員・再任用職員について>

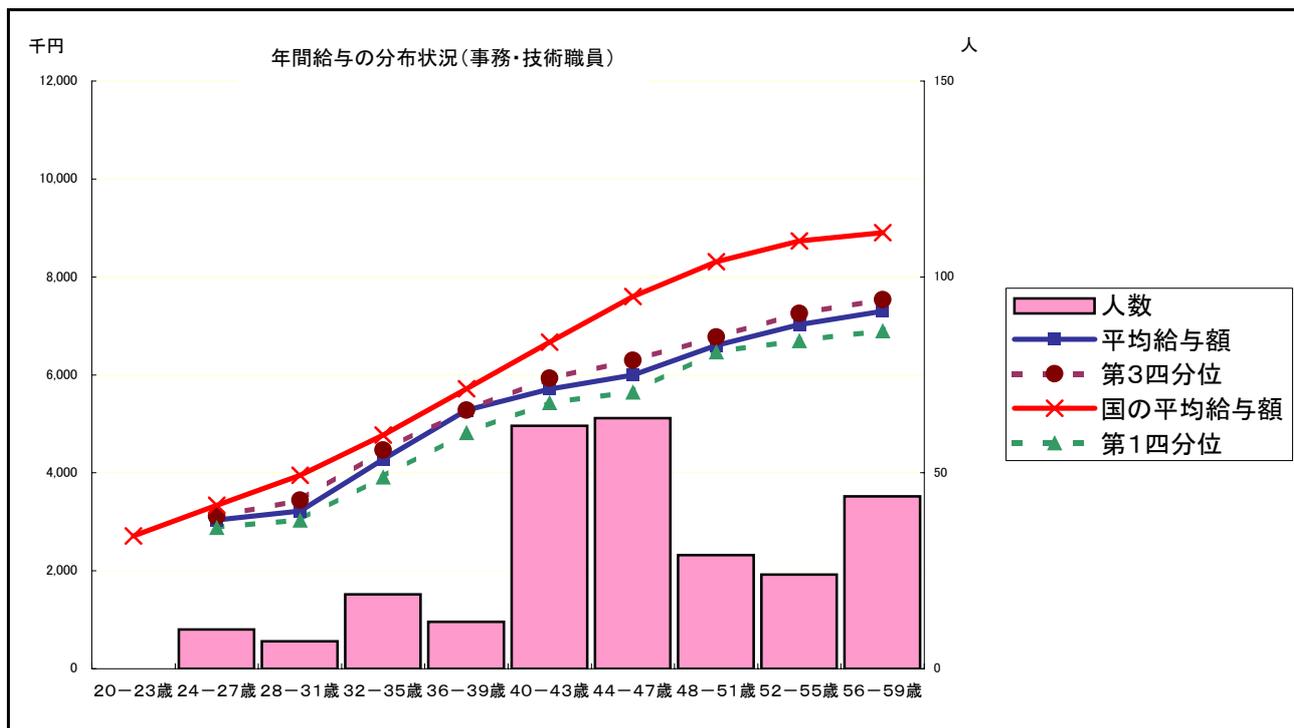
在外職員、任期付職員及び再任用職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略した。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	19	36.0	3,785	2,880	50	905
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	2					
医療職種 (病院看護師)	9	42.4	4,595	3,336	58	1,259
医療職種 (医療技術職員)	6	27.8	3,175	2,343	48	832
教育職種 (学術研究員等)	2					

注:1.「教育職種(学術研究員等)」とは、先端的、学際的、総合的研究に従事する職種を示す。

2.「医療職種(病院医師)」及び「教育職種(学術研究員等)」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

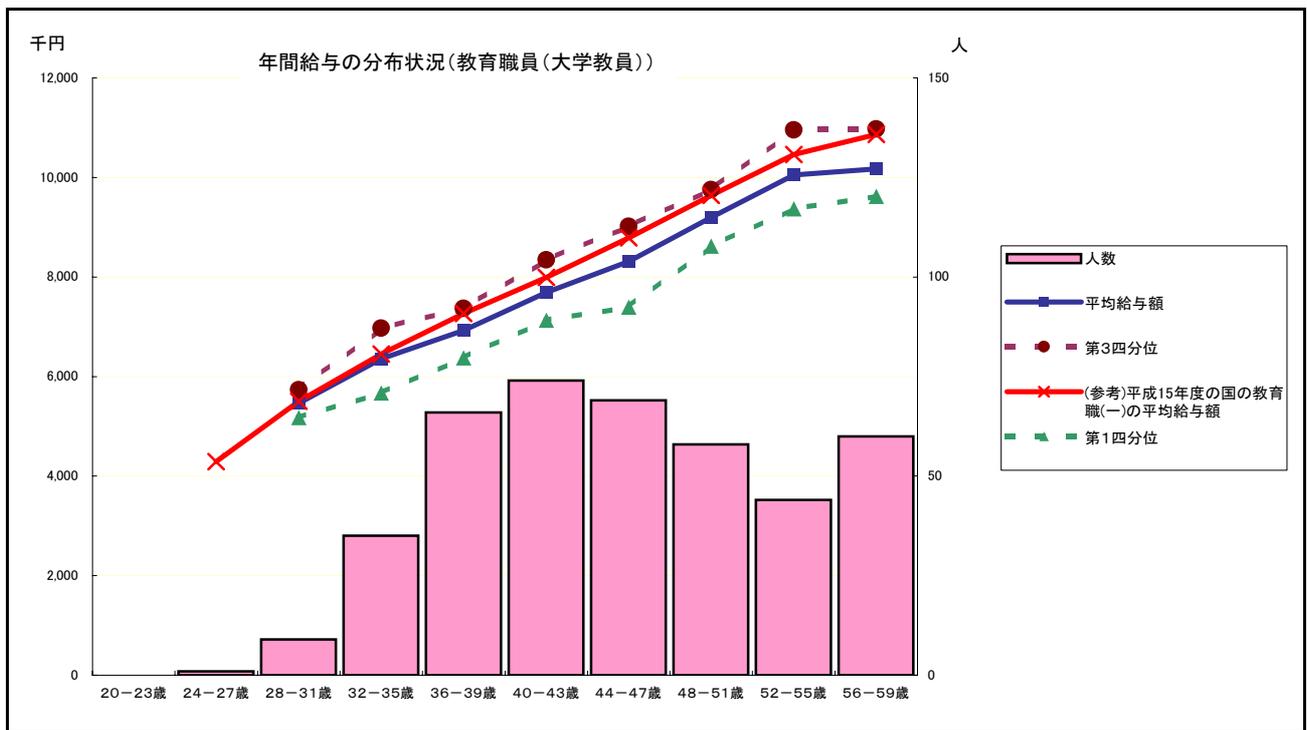


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
課長	15	55.4	7,346	千円	7,978	千円	8,318
課長補佐	24	54.9	7,074	千円	7,131	千円	7,270
係長	140	48.4	5,931	千円	6,346	千円	6,703
主任	63	41.6	5,078	千円	5,300	千円	5,537
係員	29	30.5	3,020	千円	3,573	千円	3,919

注:「課長」には、課長相当職である「室長」を、「課長補佐」には、課長補佐相当職である「室長補佐」をそれぞれ含む。

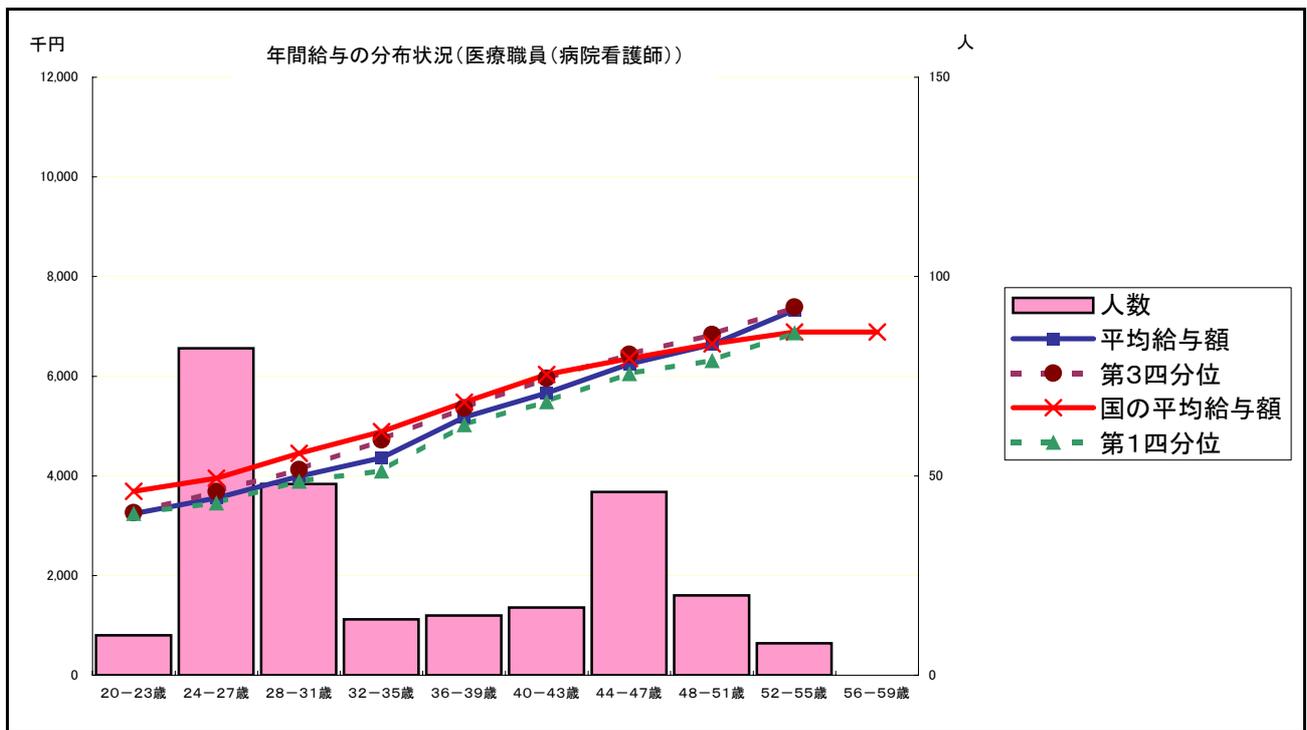


注:24～27歳の年齢階層については、該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額を示す点を表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	172	56.0	9,952	10,601	11,159		
准教授	140	45.1	7,864	8,379	9,092		
講師	49	43.4	7,258	7,588	8,217		
助教	101	39.7	6,083	6,439	6,886		
助手	11	46.7	5,601	6,055	6,746		
教務職員	1		—		—		

注:教務職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与の平均額については記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1		—	—	—	—	—
副看護部長	3	52.5	—	—	7,427	—	—
看護師長	22	49.4	6,684	6,832	6,832	6,963	6,963
副看護師長	52	44.6	5,861	6,027	6,027	6,350	6,350
看護師	182	30.2	3,480	4,035	4,035	4,241	4,241

注1:看護部長は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注2:副看護部長は3名のため、第1分位及び第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級
標準的な職位		事務局長	事務局長	部長	部長	課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長
人員 (割合)	271	該当者なし ()%	該当者なし ()%	該当者なし ()%	該当者なし ()%	4 (1.5%)	16 (5.9%)	56 (20.7%)
年齢(最高 ～最低)		歳)	歳)	歳)	歳)	歳 59)	歳 59)	歳 59)
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円)	千円)	千円)	千円)	千円 7,615)	千円 5,928)	千円 5,509)
年間給与 額(最高～ 最低)		千円)	千円)	千円)	千円)	千円 10,259)	千円 8,082)	千円 7,693)
						千円 8,318	千円 7,028	千円 6,128

区分	3級	2級	1級
標準的な職位	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	161 (59.4%)	21 (7.7%)	13 (4.8%)
年齢(最高 ～最低)	歳 57)	歳 43)	歳 29)
	35	27	24
所定内給 与年額(最高 ～最低)	千円 4,969)	千円 3,579)	千円 2,554)
	3,453	2,401	2,094
年間給与 額(最高～ 最低)	千円 6,896)	千円 4,897)	千円 3,420)
	4,811	3,278	2,861

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教 助手	助手 教務職員
人員 (割合)	474	該当者なし () (%)	172 (36.3%)	140 (29.5%)	49 (10.3%)	105 (22.2%)	8 (1.7%)
年齢(最高 ～最低)		}	64 }	62 }	61 }	63 }	52 }
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	9,296 }	7,188 }	6,379 }	5,632 }	4,615 }
年間給与 額(最高～ 最低)		}	12,994 }	9,907 }	8,875 }	7,631 }	6,352 }
			8,061	5,805	5,174	3,896	4,817

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	260	該当者なし () (%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)	22 (8.5%)	52 (20.0%)	182 (70.0%)	該当者なし () (%)
年齢(最高 ～最低)		}	}	54 }	55 }	55 }	51 }	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	}	5,315 }	5,266 }	4,908 }	4,565 }	}
年間給与 額(最高～ 最低)		}	}	7,515 }	7,386 }	6,778 }	6,314 }	}
				7,266	6,224	4,709	3,110	

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載しない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.0%	69.4%	67.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0%	30.6%	32.7%
	最高～最低	40.7～32.0%	33.1～29.7%	35.8～30.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.5%	68.7%	67.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.5%	31.3%	32.8%
	最高～最低	40.7～30.9%	37.2～28.6%	36.8～30.2%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.3%	68.5%	67.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.7%	31.5%	33.0%
	最高～最低	36.7～32.4%	33.6～29.5%	35.1～30.9%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	68.9%	67.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.3%	31.1%	32.6%
	最高～最低	36.7～31.2%	33.9～28.4%	35.1～29.8%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.0%	68.2%	66.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0%	31.8%	33.3%
	最高～最低	40.7～31.5%	37.5～29.0%	37.5～30.4%

注:医療職員(病院看護師)のうち管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

82.4

対他の国立大学法人等

96.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

94.8

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

94.0

対他の国立大学法人等

97.4

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の対国家公務員との比較指標について

教育職員(大学教員)の対国家公務員との比較指標は、国立大学法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員を比較対象とし算出すると、95.4となる。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	9,903,846	10,011,214	△ 107,368	(△ 1.1)	△ 161,364	(△ 1.6)
退職手当支給額 (B)	1,123,260	931,335	191,925	(20.6)	449,982	(66.8)
非常勤役職員等給与 (C)	1,450,368	1,286,071	164,297	(12.8)	234,015	(19.2)
福利厚生費 (D)	1,411,433	1,394,786	16,647	(1.2)	17,635	(1.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	13,888,907	13,623,406	265,501	(1.9)	540,268	(4.0)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

(1) 給与、報酬等支給総額の対前年度比減(△1.1%)の要因について

人員抑制に伴う支給人員減(対前年度比:月平均27名)による。

(2) 最広義人件費の対前年度比増(1.9%)の要因について

① 役員の任期満了退職者の増(対前年度比:3名)及び定年退職者の増(対前年度比:9名)に伴う退職手当支給額の増加による。

② 医学部附属病院における非常勤職員増(対前年度比:月平均18名)による非常勤役職員等給与の増加及びそれに伴う福利厚生費の増加による。

2. 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策は、次のとおりである。

(1) 教職員定員の管理について、全学的な視点から最適な定員配置を決定する。

(2) 定員管理は、役員会での検討を経て、学長が決定する。

(3) 教員、職員等の定員区分に捕らわれず、必要に応じ定員を計画的・効果的に設定する。

(4) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

なお、基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」は、10,011,214千円、当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」は、9,903,846千円であり、当年度までの人件費削減率は、△1.1%である。

3. その他総人件費について参考となる事項

当年度の「給与、報酬等支給総額」は、9,903,846千円、平成17年度の「人件費予算相当額」は、10,353,002千円であり、人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、△4.3%である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし